

平成 2 1 年度

第 1 回東京都食品安全審議会検討部会

日 時：平成 2 1 年 4 月 1 4 日（火）午前 1 0 時～  
場 所：東京都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 B

午前10時00分開会

【中村食品監視課長】 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第1回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中御出席賜りまして、ありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課長の中村でございます。後ほど部会長を選出させていただきますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

本検討部会は、1月29日に開催されました平成20年度第2回東京都食品安全審議会におきまして、同審議会規則第6条に基づき設置された部会で、本日はその第1回目の会議でございます。部会委員の皆様におかれましては、黒川会長、丸山副会長と御相談の上選出させていただきましたが、快くお引き受けいただきましてありがとうございます。本日初めて御参加いただきました委員の皆様につきましては、失礼ながら机上に委嘱状を配付してございます。御確認いただきますようお願いいたします。

それではまず、委員の皆様の本日の出席状況の確認をさせていただきます。

本審議会検討部会は、東京都食品安全審議会規則第6条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいま出席の委員は9名で、委員総数9名全員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

引き続きまして、本日は初めての会議でございますので、委員の皆様を改めて御紹介させていただきます。皆様のお手元に名簿と座席表を御用意いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、委員名簿に従いまして御紹介させていただきます。

まず、奥村委員でございます。

【奥村委員】 皆さん、おはようございます。チェーンストア協会関東支部からということで、今回から参加させていただきます。私はイオン株式会社で品質管理を担当しております。そういう意味では、事業者側から色々と参考にできる意見があれば出させていただいて、できるだけいい計画を作っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、加名生委員でございます。

【加名生委員】 加名生でございます。私は一般の消費者として参加しています。この場にいるのが少しそぐわないような気もするのですが、何とか皆様のお話を伺って勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、小島委員でございます。

【小島委員】 毎日新聞社の小島と言います。生活家庭部というところで記事を書いていまして、主に食の安全や健康・医療を担当しております。

【中村食品監視課長】 続きまして、関澤委員でございます。

【関澤委員】 この4月から食品総合研究所の特別研究員となった関澤です。3月末まで徳島におりまして、食品をめぐる環境が東京とは大分違った趣のところにおりました。また、内閣府では食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会の座長をさせていただいております。これから勉強したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、花澤委員でございます。

【花澤委員】 食品産業センターにおります花澤と申します。食品産業センターというのは、一言で言えば、食品メーカーの団体でございます。この立場から色々と参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、林委員でございます。

【林委員】 東京都生協連の林と申します。東京都生協連は、東京の生協の連合体です。消費者団体なのですが、同時に事業的な部分にも関与しているという立場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、廣瀬委員でございます。

【廣瀬委員】 廣瀬です。東京都食品衛生協会は、基本的には飲食店をベースにした事業者の団体で、食品衛生の仕事をさせていただいております。かつて、東京都で食品衛生に関する仕事にずっと携わっていたこともありまして、今回、多少でもお力が貸せればということで参加しております。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、丸山委員でございます。

【丸山委員】 丸山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私は、専門は微生物の研究で、今は名前は変わっておりますが、東京都立衛生研究所で食中毒関係の仕事を20年以上勤めました。それから幾つか所属は変わったのですが、今は日本食品衛生協会では食品衛生全般の指導、特にH A C C Pの普及啓発の仕事をしばらくやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、矢野委員でございます。

【矢野委員】 東京消費者団体連絡センターの矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。東京消費者団体連絡センターは、東京で活動している様々な消費者団体を束ねていると申しましょうか、連絡会として機能しています。加名生委員と同じように都民の視点から関わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 ありがとうございます。引き続きまして、事務局職員を御紹介いたします。続きましての名簿を御参照ください。

まず、福祉保健局健康安全部、梶原部長でございます。

【梶原健康安全部長】 梶原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、食品医薬品安全担当部長の奥澤部長でございます。

【奥澤食品医薬品担当部長】 奥澤でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 引き続きまして、生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課、樋渡課長でございます。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく、企画調整課安全担当の丹野係長でございます。

【丹野生活文化スポーツ局安全担当係長】 丹野でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 引き続きまして、産業労働局農林水産部食料安全室、大川室長でございます。

【大川産業労働局食料安全室長】 大川でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、中央卸売市場事業部業務課食品安全担当、稲見係長でございます。

【稲見中央卸売市場食品安全担当係長】 稲見でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、福祉保健局に戻ります。健康安全部健康安全課長、平山課長でございます。

【平山健康安全課長】 平山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく健康安全部副参事、新井副参事でございます。

【新井福祉保健局副参事】 新井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく健康安全部、山下副参事でございます。

【山下福祉保健局副参事】 山下です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく健康安全部、阿部副参事でございます。

【阿部福祉保健局副参事】 阿部です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 続きまして、健康安全課食品医薬品情報係長、大貫係長でございます。

【大貫食品医薬品情報係長】 大貫でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 食品監視課業務係、原口係長でございます。

【原口業務係長】 原口でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく食品監視課食品安全担当、佐藤係長でございます。

【佐藤食品安全担当係長】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく食品監視課業務係、葛西でございます。

【業務係 葛西】 葛西でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、ただ今から部会長の選出をお願いしたいと思います。

審議会規則第6条によりまして、本部会には部会長を置くことになっております。また、部会長は委員が互選することとなっております。いかがいたしましょうか。

【林委員】 丸山委員をお願いしたらいかがでしょうか。

【中村食品監視課長】 丸山委員を今部会長に推薦するとの御発言がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【中村食品監視課長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、御異議がなければ、丸山委員に部会長をお引き受けいただきたいと存じます。丸山委員には、恐れ入りますが、部会長席にお移りいただきたいと思ひます。

(丸山委員、部会長席へ移動)

【中村食品監視課長】 それでは、早速でございますけれども、丸山部会長から一言御挨拶いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

【丸山部会長】 改めまして、丸山でございます。部会長に推薦いただきまして恐縮でございます。おそらく、部会長に推薦いただいたのは、この中で一番年上だからということかも分かりません。また、この食品安全推進計画が平成17年に策定された

時にも関わらせていただいております。そうした経験が少しあるということで務めさせていただくことになったのかと思います。

最終的な決定をするのは審議会でございますが、実質的な審議はこのワーキンググループでやってまいります。内容的には、ここのワーキンググループでの審議が大変重要だと思っております。各方面からの委員がお集まりでございますので、建設的な活発な御意見をいただき、中間答申に向けて頑張ってみてまいりたいと思っております。どうぞ御協力のほどお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

【中村食品監視課長】 ありがとうございます。それでは、以降の進行は丸山部会長にお願いしたいと存じます。なお、委員の皆様には、御発言の際は挙手をお願いいたします。丸山部会長、それでは、よろしくお願いたします。

【丸山部会長】 それでは、審議に入らせていただきます。本部会では、食品安全推進計画改定の考え方について検討を進めてまいるわけですが、まずは、事務局から検討の流れについて説明願いたいと思っております。また、合わせて、計画の内容を実施する立場から、現計画についての事務局の意見をお聞かせ願えたらと思っております。よろしくお願いたします。

【佐藤食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当の佐藤と申します。まず、資料の御説明をさせていただきます。その後、検討の流れ、また事務局の考え方について御説明させていただきます。

本日は、次第に続きまして資料1から6まで御用意してございます。また、その資料に付随する参考資料としまして、食品安全条例のパンフレットと基本的プランの概要についてまとめました資料をつけております。前回策定いたしました現在の食品安全推進計画も机上に御用意しておりますので、説明に応じて御参照ください。

資料がたくさんあるのですが、それぞれ関連性がございますので、一括して御説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。こちらは、改定に向けた考え方を総括して示している図でございます。本年1月に知事より諮問いたしました食品安全推進計画改定の考え方について、検討部会にて御検討いただくわけですが、まず、この検討に当たっての基本的な考え方を資料1の一番上に示しております。まず、この計画の位置づけでございますが、これは、東京都食品安全条例第7条に基づく計画でございます。条例第7条の中で、食品の安全確保に関する施策の方向と食品の安全確保に関する重要事項をこの計画の中で定めることと規定してございます。

真ん中に計画の体系を書いております。現計画は、2段構成となっております。まず、基本的プランとして全体の施策を体系的にあらわしたものと、そして、戦略的プランとして重点的にやっていくものと2段構成となっております。

参考資料の食品安全条例パンフレット2ページ目に、条例の3つの基本理念を示した図がございます。事業者責任を基礎とする安全確保、科学的知見に基づく安全確保、相互理解と協力に基づく安全確保、この3点が条例の基本理念です。計画の基本的プランでは、東京都が行っている施策をこの3つの理念で分類して、都民の皆様には体系的にお示ししているという成り立ちとなっております。

食品安全推進計画の11ページを御覧ください。現計画には基本的プランが50ありま

すが、柱として1から3と、下に基盤づくりとがあります。この大きな数字が食品安全条例の基本理念です。食品安全に関する施策は、福祉保健局だけではなくて、生産段階での指導を担当する産業労働局、消費者行政を担当する生活文化スポーツ局、また卸売市場での食品の管理を中央卸売市場と様々な局が取り組んでいます。計画では、それらの事業を一括して1から3までに分類をして、体系的にお示ししています。また、条例の基本理念を支えるものとして、安全を確保する施策の基盤づくりがあり、調査研究や国・他自治体との連携なども含めて全部で50のプランになっております。

12ページを御覧ください。現在の50の施策を載せております。左側の第1節から第3節が、食品安全条例の理念に基づいた分類、第4節が基盤づくりです。節の中も1から3に分かれておりますが、施策の性質ごとに分類しております。これら50のプランの中から、重点的、優先的に取り組むべきものを11個選択しまして進行管理をしており、審議会でも進捗状況を御報告しております。

資料1にお戻りください。計画はこのように大きく2つの体系を持っておりますが、計画の期間は、現在のものが平成17年度から21年度末までです。今日御検討いただく計画につきましては、平成22年度から5年間の計画ということで考えております。こうした基本的な考え方を御考慮いただきまして、計画の改定についての御審議を進めていただきたいと思います。

計画の改定に当たりまして、ここで御審議を進めていただくわけなのですが、まず全体の検討の流れを説明させていただきます。

今回の御審議では、まず現在の計画について評価をしていただきたいと思いますと考えております。平成17年の策定から4年が経過しておりますので、役割を終えたものや、分類についての見直し・削除なども必要だと考えております。そうした検討をしていただきまして、これから加えていくべきものについて御審議いただければと思います。

全体の流れですが、資料1の左側に現計画策定後に起こった事件・事故や法令改正などの動きを載せております。こういったものを参考にいただきまして、真ん中に示した50の全体的なプランについての見直しをしていただき、その後、戦略的プランの見直しをしていただきたいと思いますと考えております。

全体のスケジュールを下のカレンダーでお示ししております。今日は、計画改定のイメージについて御確認していただくということ、それから50の基本的プランの評価と見直しについて御審議いただきたいと思います。次回を来月に予定していますが、次回には、基本的プランの見直し評価を終えた後に、重点的に進めていくべき戦略的プランの評価と見直しについて御審議いただきます。6月の検討部会では、それぞれを合わせた形で、中間まとめの骨子について御審議いただき、7月の審議会での報告に向けた取りまとめを行っていく予定です。中間まとめ後は、審議会での御意見を踏まえまして、もう一度検討部会で御検討いただき、10月の答申に向けての作業を進めてまいりたいと思います。以上、今後の全体の流れについて御説明いたしました。

本日は、基本的プランの評価と見直しについて御審議いただくのですが、それにつきましては、資料3と4に現計画のプランとその概要についてお示ししております。並べて見ていただきますと分かりやすいかと思っております。平成17年からこれまで計画を進めてまいりましたが、プランの中で方向性が重複していたり、4年経ってもう役割

を終えたのではないかと考えられるようなものなど、現計画のプランを事務局側で改めて検討しましてお示ししたのが資料3になっております。50のプランを表で上げておりますが、事務局としての評価の案を右の欄に載せております。これにも是非御意見をいただきたいと思います。網かけにした施策は、次回の計画策定にあたって見直しが必要ではないかと事務局で考えているものです。具体的にまとめたものが資料4になりまして、網かけしたものをピックアップして、プランの目的・概要と、見直し又は削除の理由を載せております。

簡単に御説明いたします。まず、プラン2の生産衛生管理体制の整備に関しましては、「見直し」と考えております。前計画策定以後に、国や都におきましても、GAPと言いまして、農産物の生産段階の工程管理をするという考え方が進められるようになりました。この考え方も取り入れた内容に改定したいと考えております。

プラン6 卸売市場での安全・品質管理者の設置につきましては、計画後に設置を完了しておりますので、今後はこの管理者を活用していくという内容にプランを変えたいと思っております。

プラン7 トレーサビリティの普及促進につきましては、他プランに併合したらどうかと考えております。トレーサビリティ法に基づいた国からの支援策、補助制度などを通じて、都内におきましても生産事業者への情報関連機器の整備というものを行い、終了しております。今後は、プランが分かれるのですが、プラン36 生産者情報提供食品事業者登録制度というのがございますので、こちらの事業でトレーサビリティについての普及を進める。また、先ほど申し上げたプラン2 GAPの推進の中で、事業者に対する記録の作成の啓発をしていこうと考えております。

プラン8 記録の作成・保存の実施に向けた指導は「廃止」と考えております。この計画を策定した時には、国から出ております食品衛生法の管理運営基準のガイドラインが、記録・保管の事項を盛り込む形で改正された時期でした。現在では、法令上でも既に東京都の条例で規定しておりますし、記録の作成・保存の実施に限定せずに、企業の自主管理の推進を進めていくというプランにして、そのプランにこの内容を含めたいと思っております。

18番の安全性調査・措置勧告制度の活用は「廃止」と考えております。こちらは、食品安全条例に基づいて、何かあったときに知事が安全性調査を発動するというものです。安全性調査の結果の評価は、実際には食品安全情報評価委員会が行っております。そこで、今後はプラン17に含めたいと考えております。

プラン19、20は、まとめて御説明します。この2つは、生産段階での監視指導と検査に関わる部分なのですが、これまで、畜産物の安全対策と農薬・動物用医薬品の対策を分けて別のプランとしていました。事業的にも合わせて考えた方がいいのではないかとということで、19と20を合わせた形でのプランにしたいと考えております。

プラン28 分かりやすい表示の普及に関しましては、プラン27 法令・条例に基づく適正表示の指導におきまして、東京都のガイドライン等も含めて実施していくため、2つのプランを併合したいと考えております。

プラン31 大規模食中毒等の対応マニュアル整備は、平成17年以降でマニュアルの整備は概ね終わっております。今後は、危機管理に対応するための健康危機管理体制

の整備という風プランを見直したいと考えております。

以上、資料3、4に示しました現プランの評価の事務局案を御説明いたしました。

このような内容から評価をしていただいた後は、今後の計画に必要な事項について御審議していただきたいと思っております。また資料1にお戻りください。

今回の計画で、どのような視点を盛り込んで考えていただきたいかというところですが、資料の左側に現計画策定以降の食にまつわる事件・事故を載せております。皆様御存じのとおり、昨年、輸入冷凍餃子による健康被害の発生などの食品への毒物混入事件や、中国において食品にメラミンが不正に添加され、国内でも加工食品に使用されていたために広範な影響があった事件などがありました。また、内部告発が増加しており、表示偽装などの不正が発覚する事例が増加している状況がございます。他にも、ノロウイルスの食中毒が非常に増えており、1回の食中毒事件での患者数が多いという状況、そして食文化も変わってきておまして、食肉の生食によるカンピロバクター食中毒の増加、食物アレルギーの増加傾向なども検討にあたっての背景としてあるのではないかと考えまして、事務局側で例を挙げさせていただきました。

現計画策定以降の法令改正の動きもその下に例を挙げてございます。まず、公益通報者保護法が2004年に施行されて、これによりまして内部告発の増加につながったのかと思っております。また、食育基本法の制定や、食肉の表示偽装事件を受けたJAS法での業者間取引の規制開始、消費者庁の設置法案が現在国会で審議されているという状況もございます。中国産冷凍餃子の事件を発端といたしまして、食品事業者が消費者の健康被害を感知した際には、行政への情報提供を義務化するような条例改正も今年しております。

こういった様々な背景を踏まえまして、計画の施策の体系の見直しについて御審議いただきたいと思っております。50のプランの体系を真ん中に示しておりますが、それぞれの枠、例えば事業者責任による食品の安全確保であれば、どのような視点を含めれば、今後の東京都の食品安全行政を向上できるのかということについて、御意見をいただければと考えております。こちらに挙げておりますのは、あくまで事務局からの例示です。それぞれ、これまでも実施しているところではありますが、充実強化した方がいいのではないかと事務局で考えている部分でございます。

資料2で、1月の食品安全審議会におきまして委員の皆様からいただいた御意見をまとめております。大きく9個の御意見をいただきました。1に関しては全般的なものですが、「前計画で実施している施策は活かし、足りない部分は補うという方針で検討するのはいかがか」という御意見をいただいております。2番は、先ほどの評価の中でも簡単に御説明しましたが、GAPなどの取組みを食品へ結びつけるような体制づくりをしてほしいという御意見です。3番は、食品への毒物混入事件の関係から、フードディフェンスの考え方も取り入れたらどうかという御意見です。4、5、6番は行政の役割の部分になるかと思っておりますが、行政の情報収集をもっと強化してほしいですとか、監視指導、普及啓発を強化してほしいといった御意見をいただいております。7、8番に関しましては、リスクコミュニケーションの部分になりますが、都民の理解力、判断力を高めるための施策を検討してほしいという御意見です。

このように、色々な御意見をいただきたいと思っておりますが、事務局の考え方を資料の



5、6にお示ししております。これもあくまでも検討の材料として御覧いただければと思います。先ほど、資料3、4で50のプランの評価と見直しについてお示しましたが、資料5、6は、今後の改定に向けて盛り込むべき内容として事務局で考えられるものを入れ込んだ資料です。51のプランを挙げておりますが、網かけしたものが今回加えたらどうかと考えているものです。その概要を資料6に示しております。

新しく加えたものについて簡単に御説明いたします。

プラン22 輸入食品対策ですが、現計画でも輸入食品対策は戦略的プランとして位置づけております。ただ、基本的プランの中では、プラン21 広域流通食品に対する監視の中の1つとして挙げております。輸入食品について不安に思っている都民の方も多いので、ここでは新たに1つのプランとしております。具体的には、専門監視班による監視、輸入事業者の自主管理の推進を考えております。また、行政の海外情報収集能力も強化して対応したらどうかと考えております。

プラン24 食物アレルギー対策に関しましては、都で新規に行う事業と関連しております。食品工場に立ち入りまして、アレルギー管理の方法について、モデル的に技術指導を行う予定です。また、アレルギー表示の義務項目としてエビ・カニが追加されましたので、検査体制の整備も考えております。

プラン27は、偽装表示に対応するためのプランです。DNA鑑定等による食品表示の科学的検証は既に実施していますが、基本的プランとすることで、体系的に都民の方にお示ししていく必要があると考えまして、新規に入れております。具体的には、お米のDNA検査、牛肉のDNA検査を現在実施しております。

プラン30は、現計画の「食中毒のマニュアルの整備」というプランをもう少し大きく捉えまして、「健康危機管理体制の整備」としたものです。検査設備の導入や検査体制の強化などを考えております。

プラン35から37の項目「情報提供の促進」を網かけしておりますが、こちらは、現計画では「情報公開の促進」としている部分です。この中でプラン37が新しいプランになります。消費者の方が情報を受け、判断する際には、マスメディアや消費者グループの方に間に入っていただくことが多くあります。ですから、そういう方とパートナーシップをとり、情報提供したいと考えております。

プラン46は、食品安全に関する新たな課題に適切に対応するための、食品衛生監視員を始めとする人材の育成です。近年、職員が大量に退職しており、その分新規採用者も多くおります。また、食品の流通も複雑になっており、食品による事故も複雑になっております。そこで、人材育成の視点も含めたプランを入れたらどうかと考えております。

以上、非常に長くなりましたが、資料の御説明と事務局の考え方について御説明いたしました。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。大変内容がたくさんありましたので、話し合いながら理解を深め、目的に向かっていきたいと思っております。

今説明いただきましたように、東京都食品安全推進計画は、体系として、基本的プランと戦略的プランとがあります。今日の審議は、主に基本的プランについて、改定に向けてどうしていくかということを検討する。検討するのにあたって、まずは、平

成17年度からこれまで実施してきたものを評価する。そして、その上に立って22年度からどうしていこうかという検討をすることになるかと思えます。

そこで、現計画の評価の部分と次期の計画との2つに分けて話し合いをしていった方がよろしいかと思えます。まず、資料3と4を使いまして、現在の基本的プランの評価につきまして御意見いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【林委員】 新しいプランを作る時には、これまでの計画の政策評価は欠かせないと思えます。そういう意味で、今事務局が説明なさったところは、賛成するかどうかは別にして、なるほどといったところです。ただ、問題は、継続になっているプランはどのようなかということです。例えば、プラン1の食品衛生自主管理認証制度は、食品の安全を確保するのにあたって、監視を事後的にやるのではなくて、製造段階からきちんと管理していこうという事前的な安全確保策で、私は非常にいい制度だと思っています。しかし、なかなか普及していないというのが現状です。ですから、そういうプランについて、もちろん継続でよいのですが、どんな評価をしているのかが知りたいわけです。その他たくさんありますが、例えば、プラン4の食品衛生推進員制度は、用語解説を見ると、6,000人いらっしゃると思います。そういう人たちが今どんな活動をしていて、どういうふうな成果を上げているのかといったことなどが分かりません。今日でなくてもいいのですが、それ以外のプランについても、そうした具体的な成果が全般的に分かるような資料を御用意いただけるといいのかなと思えます。

【丸山部会長】 ありがとうございます。林委員の御発言は、資料3の網かけのところはよく説明いただいたが、継続のものはどのように評価をするのかということです。場合によっては、継続のものを見直しとしてもいいわけですね。例えば、プラン1は継続としてあるけれども、これをどう評価したのか、事務局から今説明できませんでしょうか。あるいは、継続という評価のもの全般について、項目が違うので一言で言うのは難しいのかもしれませんが、少し説明いただけますか。

【中村食品監視課長】 例示にいただきました認証制度ですが、継続といっても同じ規模ではなくて、前向きな意味合いが多分にありますので、ある意味では見直しとも言えるかもしれません。具体的には、一般飲食店という業種へ対象を拡大すること、また、製造業の26業種についての基準がまだ設定されていないので、今年度中に設定して拡大する予定です。このプランにつきましては、現計画でも重点施策として取り組んでいる事業でございまして、今後も積極的に取り組みたいと考えております。前向きな意味で見直すものとなりますが、事業自体は内容を拡充するつもりです。

継続と評価したプランについては、それぞれに少し温度差はありますが、基本的には必要な事項でありますから、できる限り前向きに取り組む前提のものでございます。今、林委員から御指摘がありましたように、継続の事業につきましても、次回以降、評価などが目に見えるような資料を調整したいと思えます。

【丸山部会長】 継続といっても、今課長が言われたように、中身が大分変わってきているものがございますよね。今後も継続するとしているものについて、是非私たちが内容を認識できるような資料を提供いただきたいですね。

【中村食品監視課長】 継続というのは、計画の中でこの枠組みがこれからも必要であるという意味でございまして、内容につきましては、当然充実を図りたいと考えて

おります。次回以降に具体的にお示しいたします。

【丸山部会長】 林委員、よろしゅうございましょうか。

【林委員】 はい。

【小島委員】 今、お話に出た認証制度の関連なのですが、現在大体3,700事業者が認証をとっているということでしたよね。

【中村食品監視課長】 いえ。こちらの認証制度は260くらいです。

【小島委員】 登録が3,700というのは何ですか？

【大川産業労働局食料安全室長】 小島委員がお話なさっているのは、私ども産業労働局で取り組んでおります生産情報提供食品事業者登録制度のことです。この制度は、農産物を生産するのにあたって、例えばどんな時期にどのような農薬や肥料を使っているか、といった情報を消費者に提供できる事業者を登録するという制度です。その制度につきましては、おっしゃるとおり、今、3,800程度の事業者が登録されております。食品衛生に関する制度であります自主管理認証制度とは別の制度です。

【小島委員】 例えば、認証をとった事業者ととらない事業者とを比べて、食中毒発生がなかったとか、添加物の使用基準を守らなかった例がどのくらいあったとか、そうしたデータはありますか。認証をとったことによる効果について、認証をとっていない事業者と比較できる客観的なデータがあれば評価できるのですが。

【中村食品監視課長】 現在、認証を取得している事業者数は260くらいですので、残りの何万という事業者数とでは母数の比較が難しいと思います。ただ、認証をとっている事業者において、食中毒の発生や主立った違反などはこれまでのところございません。

【小島委員】 そうすると、課題としては、どうしてそんなに認証をとる人が少ないかということですね。

【中村食品監視課長】 そうですね。都内の食品関係の施設は許可数として約30万と言われておりますが、その半数を占めるのは、一般飲食店、いわゆる普通のレストランです。実は、その一般飲食店がこれまではこの制度の対象になっておりませんでしたので、認証取得数増加のボトルネックのようになっておりました。本年度から一般飲食店を対象に展開する予定ですので、取得数の増加速度は速まるものと期待しております。

【小島委員】 お客さんがお店に行ったときに、認証を取得したかどうかマークみたいなもので分かるようにはなっているのですか。

【山下福祉保健局副参事】 認証制度を担当しております山下と申します。認証取得施設は認証書又は認証マークというものを施設に掲示することになっております。また、認証シールというものが別にあるのですが、認証シールをこれまでのパンフレット、車両に加え、ばんじゅうや商品の包装にも貼付できるように平成20年度に要綱を改正しております。例えば、認証を取得した菓子製造業等で作られた製品にシールが付いているとか、飲食店に入ったらメニューにシールが付いているといった形になりますので、都民の方への認知度も上がるだろうと思います。そうすれば、食品事業者の方も認証取得に向けての動機付けが得られるのではないかと考えております。

【加名生委員】 推進計画の本文70ページに認証制度について詳しく書いてありま

すよね。認証制度のお話があったのでその部分を見ているのですが、先ほど、これから新たに何かを明示していくというお話がありました。これを読んでもそういった部分がよく分かりません。また、この制度は、都独自の制度とあるのですが、他の地方自治体にはないのですか。

【中村食品監視課長】 先ほど一般飲食店と申しましたのは、例えば、平成15年は豆腐製造業、平成17年には飲食店営業(すし)を設定など書いておりますように、制度の対象業種をどんどん拡大しています。しかし、実は、皆様が一番普通に使う飲食店は去年まではまだ対象になっておりませんでした。こちらを今年度から対象にできます。都内には、食品関連の営業施設が許可数として30万程度あると言われておりますが、その50%ぐらいがいわゆる普通のレストランです。それをターゲットにすることができますので、これまでよりは増えるのではないかというお話をしたところであります。

【加名生委員】 私がよく行く飲食店に、雪印マークみたいなもので、食品の許可のようなものがよく掲示されているのですが、別のものですか。

【中村食品監視課長】 それは営業許可書です。食品関係の営業にあたっては、基本的には保健所の許可をもらわないといけないのです。多くの店でその許可書をお店に掲示しております。

【加名生委員】 営業許可書と同じように、認証制度のマークも店頭には張れるわけですね。

【中村食品監視課長】 そうですね。認証を取得している事業者につきましては、先ほど申し上げました認証マーク又は認証書を施設に張っていただいていると思います。ただ、これまで飲食店がその対象になかったので、今後は皆様が一番お使いになるお店でもそういうものが増えていくと期待しております。

【加名生委員】 はい、分かりました。

【丸山部会長】 よろしゅうございましょうか。

【林委員】 これは認証費用が必要なのですよね。つまり、認証費用を払って認証をとるほど事業者側にメリットがあるのかというのが大きいところです。現状はというと、誰も知らないで認証をとったとしても事業者は何も得になりません。ですから、大々的にPRするなり、何かメリットとなるような対応をしないといけないと思います。

【梶原健康安全部長】 おっしゃるとおりです。平成15年から制度をつくっておりますが、認証取得施設が少ない要因にはただ今課長が申し上げたこともあります。しかし、実際は、事業者には中小零細も多いわけで、その中で数万から数十万円をかけて認証が得られるとしても、そのインセンティブは何なのか。例えば、少なくとも50%以上のレストランなどが認証をとっていれば、消費者の選択に資するという段階だと思っておりますが、何十万ある事業者の中で260施設では、それを見つける方がむしろマニアックな世界になるというのはおっしゃるとおりだと思います。そうした意味で、自主管理認証制度をどう評価するかとなれば、まさに進んでいないというのが私どもの率直な評価であります。では、これをなくしていいのかと考えますと、従来保健所などが食品関係施設に監視指導に入っていますが、事業者自らの自主的な管理と

いう位置づけで衛生管理をやってくださいとお願いしていく、そのベクトルは間違っていないと思うのです。財政当局も含めて、これまでも色々なインセンティブの策を考えているのですが、今後も重点に位置づけて何らかの方策に取り組みたいと考えています。

【丸山部会長】 これは元々自主管理ですから、認証があろうとなかろうとやらなければいけないというのが基本です。でも実際は、消費者にはそうした取組みがどの程度なされているかの区別が付きにくい。また、事業者にとっては、林委員が御指摘のように、意味があるのかという面が出てくる。このあたりは大変難しいところなので、事業の進め方をもう少し具体的に、現実を踏まえて推進していただきたいと思います。1点が、認証の取得数が増えればということであれば、飲食店に拡大するという計画なども大変よろしいかと思います。また、飲食店といっても、規模が色々ありますので、実際は大変な問題だろうと思います。このあたりの工夫も事業を進めるにあたって対応していただきたいと思います。

【中村食品監視課長】 先ほど加名生委員からお尋ねがありました、この制度の自治体での広がりですが、東京都でスタートした時には都独自の制度でした。現時点では、全国で20くらいの自治体で近い形の制度を始めています。各自治体での事業者数を見ても、やはり数十、数件という単位でございますので、まだ緒についたばかりと思っております。ただ、全国でも着手されてきているということは、他自治体においても賛同を得られている状況だと考えております。

【丸山部会長】 中身を問題にしないと確かに進まないのですが、今日の見直しは、中身もさることながら、平成17年度に決めた枠組みについて、これでいいのか、あるいは新しいものを加えていったほうがいいのかという視点で話を進めていただきたいと思います。資料3と4で、例えば、こうした項目が必要であるとか、この項目は一緒にしてもいいのではないかとか、そういった御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【小島委員】 50のプランについて費用がどのくらいかかったのか、分かりますか。評価する時には、どのくらいの費用をどこにかけているのかというのは重要だと思います。予算など、大まかでも分かると有り難いです。

【丸山部会長】 今、具体的に数字で出せるものではないのですが、予算ですから、どこにどれくらいかかっているのかは振り分けられていますよね。

【中村食品監視課長】 予算としては、50のプランよりも大括りになっておりますので、例えば、プラン2と3を合わせていくら、という形になるかと思いますが、検討させていただきまして、次回以降に資料をお持ちします。

【丸山部会長】 他にいかがですか。先ほど、事務局で継続としたものは後でまた資料をいただくことになりましたが、見直し、廃止というものではいかがでしょうか。

【関澤委員】 計画の体系はある程度説明で分かったのですが、最初にぱっと見た時には50のプランと戦略的プランとの位置づけがどうなっているのか、なかなか分からないと思います。今回の検討部会では、今まで少し足りなかったとか、新しく出てきたことを抽出して説明いただいたと思うのですが、全体としてこの5年間の計画で何が達成されたということを都民の方にもっとアピールしてもいいと思うのですね。

できなかったこともあって、今回の計画ではこうなんだということを言っていたか  
ないと、ここで委員として座っておりまして、50のプランについて全貌がまだよく  
分かりません。都民の方はもっと分からないと思います。分かりやすく、5年間これ  
だけのことをやったのだということ、その中で、残念ながらここはまだ足りないとか、  
新しく出てきたことに対応したいということのを要約するのが大事だと思います。全体  
の枠組みを読んでも全部を理解するのはとても大変ですので、アピールの仕方が重要  
だと思います。

【丸山部会長】 廣瀬委員、いかがですか。

【廣瀬委員】 かつて東京都の行政におりまして、この推進計画ができた当時はま  
だ現役の東京都職員でした。ですが、改めて計画を見ていて、一つ一つのプランをど  
う評価するのかということ、例えば今私に求められても非常にコメントのしにくい  
部分があります。まさに、先ほど林委員がおっしゃったように、事務局がそう評価す  
るのならば、賛成するかどうかは別にして、そういうものと受け取らざるを得ない、  
というのが本当に率直な意見だと思います。そういう意味で、全項目とは言いません  
が、やはり成果の部分、あるいはこれからも継続しなければいけない仕事で、大きな  
成果が出ていないにしても基本的に継続すべき仕事であるとか、そんな形の評価を  
した上での分類を示していただかないと検討するのは難しいと思います。逆に、評価  
については、事務局が評価するのであれば、とりあえずそれはそれで置いておいて、  
むしろ新しい課題に対してどうするのかという話を進めた方が検討できると思います。

【丸山部会長】 分かりました。私も個人的な意見を言わせていただくと、この計  
画を作った時は、東京都ではこれもやる、これも必要だ、こういうこともやらねばなら  
ぬということ全部集めて分類したら50になった、という経過だろうと思います。  
それは行政としては必要なことなのですね。ただ、やはり消費者から見ると、こうし  
た計画などについて、何をやったのかを分かりやすく提示されなければおかしいので  
はないかという感じはいたします。

おそらく委員の皆様も、継続、見直し、廃止という点は、新しい事件の発生など  
色々な情勢変化があったからこういう評価が出ているということで、それに対して反  
対、賛成などという意見はないだろうと思います。今、廣瀬委員からも、その後の次  
期計画のプランを話し合いながら進めた方がいいのではないかという御意見が出まし  
た。これまでの論議のなかで、事務局に資料などをお願いしたのものもありますが、今  
日の審議としては、次の、資料5、6を使った次期計画について御意見をいただきた  
いと思います。いかがでしょうか。

【矢野委員】 幾つか質問いたします。まず、プラン22 輸入食品対策です。監視  
指導については、毎年度、国では輸入食品監視指導計画を、東京都では食品衛生監視  
指導計画を策定していますが、この計画との関連性はどのようなのでしょうか。

それから、プラン27について、DNA鑑定等による科学的検証を新たに行うというこ  
とですが、国の(独)農林水産消費安全技術センターでこうした鑑定等を体系的、広範  
囲に行っています。そちらとの連携も考えているのか、都独自の取組みなのかにつ  
いてもう少し御説明願います。

【丸山部会長】 矢野委員、プラン22、27を新規に項目立てすることについて、御

意見はありますか。

【矢野委員】 もう少し関連性を聞いた上で新規として項目立てすることについて検討したいと考えております。

【丸山部会長】 そうですか。では、お願いいたします。

【矢野委員】 あと2点あります。プラン37は、新規として大変評価したいと思っております。リーダーへのリスクコミュニケーションは、これまで食品安全委員会が中心になって行われています。消費者も、様々な情報を雑誌やインターネットを通じて享受していますが、やはり直に話を聞いて意見交換すると理解が深まります。今年の初めに、消費生活に関することについて生活文化スポーツ局消費生活部と意見交換をしたのですが、その点を強く実感いたしました。消費者へ伝える役割を果たす上では、そうした理解を深める場が非常に重要だと思っております。プラン37は大いに推進していただきたいと思っております。

プラン46は、言葉について質問したいと思っております。プラン名の「食品安全に関する人材」は、「関わる人材」ではなく、「関する人材」なのですか。以上です。

【丸山部会長】 では、4点の御質問について、お願いします。

【中村食品監視課長】 まず、プラン22 輸入食品対策についてです。矢野委員からお話がありましたように、国はもちろん、東京都におきましても、毎年度策定している食品衛生監視指導計画の重点施策として位置づけて実施しております。国におきましても、輸入食品対策について毎年度事業計画を策定し、規模を示して検査しています。非常に基本的な施策のため、これまで食品安全推進計画に輸入食品対策というプランを設けておりませんでした。そこで、改めて記載したいというものです。

2点目、DNA検査につきましては、(独)農林水産消費安全技術センターとも連携をとって様々な事業を実施しておりますが、基本的には東京都独自に実施しております。都の検査を他に依頼する場合がありますが、ごく少数で、都が直接契約しております民間機関などを活用しております。現段階では、可能なかぎり東京都の健康安全研究センターでの検査体制を強化したいと考えております。

3点目、マスメディア等を通じた情報発信の充実は、メディアの方への直接的なものではなくて、マスメディアの裏にいる都民の皆様へ情報を伝える大事なツールとして考えております。矢野委員がおっしゃられたのと同様に、単に記者の方に理解を求めるのではなくて、広く伝えるのに大変大事な役割を果たしておられる方々だと思っております。リスクコミュニケーションに関する施策の中でも力を入れたいと考えております。

最後のプラン46は、「関わる」という文言に修正いたします。

【丸山部会長】 プラン37 マスメディアを通じた情報発信の充実 を新規に項目立てし、また強化するということについて、御専門の関澤先生の御意見を伺いたしたいと思います。

【関澤委員】 計画全体を大きく見ますと、監視や検査の強化という方向が1つ出ていると思っております。これは、従来からやっているものですし、かなりきっちり実施していることをさらに強化しようという精神は評価できますが、端的にいうと切りがないと思っております。一方で、安心と安全という問題がよく言われていますが、みんなが安心できない状況の方が今は非常に問題だと思っております。やはり、知るということ

がすごく大事なのです。知るための1つの大きな力は、メディアを通じたもので、メディアの方にどう協力していただくかというのはすごく大事だと思います。メディアが偏向しているとか、バラエティー番組が批判されることも多くあります。確かにデータの捏造などは問題でしょうが、真剣に報道しようとしている方たちにとっても、食品安全関係の情報そのものがよく分からないという面が大きいように聞いています。例えば、国の食品安全委員会が用語説明などを出していますが、実は、これを読んでも分からないからと報道の方に聞かれたことがあります。メディアの方がきちんと報道しようとする時に、本当に知りたいことが分からないとなると、例えば事故米の例では、基準値の数倍の濃度が見つかったと報道されています。事実の報道ではありますが、基準値の数倍という言葉が一般の方が見てどう思うかということ、当然、これはひどい話だとなります。ところが、行政からは、健康に危害はないとコメントする。また、単に基準値が0.01ppmであるといっても、一般の人で分かる人は非常に限られていると思います。非常に分かりにくいのです。こうしたことをやはり解決していかないといけないと思います。そのためには、どのように知らせたいのかをきちんと考えて用意し、報道しやすいような情報提供方法へ改善して、メディアの方の協力をきちんと得るといことが大事だと思います。

もう1点、安全対策の強化がプランとして挙げられていますが、1つの柱として、東京都も直接関わった危機管理の問題がみな非常に強く印象に残っていると思います。危機状況が起こった時にどのように対応するのかというのは、今私が読みました範囲ではあまりはっきり見えません。国では、消費者庁を作る方針が軌道に乗りそうです。また、他府県との協力もかなり必要だと思います。例えば、嚥下障害により高齢者や子供が毎年亡くなっていますが、そうした部分に関係する危険性表示のあり方についてPL法(製造物責任法)制定の際のお手伝いを都で以前したことがあります。危険なものは危険と表示させるとか、できれば販売は自粛してもらい、広く周知するためにはメディアの方にも協力していただき、他道府県や国とも協力して進めていくことになると思います。事故が起きた時に、どのように情報を集めて、それに対してどのように速やかに対応するかという道筋をもう少し具体的に盛り込んでアピールしていただけたらと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。関澤委員のお話の後半に出ました危機管理体制は前から実施しているのですが、関澤委員から御指摘いただいたようなことも含めて見直しが必要だろうということで、プラン30は見直しになっていると思います。前半のマスメディア等を通じた情報発信の充実は、このプランの重要性についても当初から都では考えており、「情報公開の促進」という項目にしていたものを、「情報提供の促進」としてより新たな取組みが必要であろうという認識だと思います。

このあたり、小島委員いかがですか。こうした新しい項目を作ることに、メディアの側からの御意見をいただければ有り難いのですが。

【小島委員】 関澤委員がおっしゃったことに同感する部分が多いのですが、中国産冷凍餃子の例は別にして、行政から客観的に見て、健康被害の面で重大な事例があるのかどうかということですね。例えば、私自身は、普段スーパーで物を買う時に食の安全が脅かされていると思ったことなんか一度もないのですよね。思ったことが



ないのに、一般の消費者にアンケートをとると、皆怖いなどと答えます。それはどうしてかというのをいつも疑問に思っています。やはり、マスコミの流す情報がかなり大きな影響を与えていて、不安を持っている人が多いのかなという気がします。そういう意味で、マスコミ、若しくは消費者グループの方に科学的な評価を得たきちんとした情報を流し、理解を得れば少しは前進するかと思います。この50のプランの中で、都から見て、これは健康に非常に影響があるので重大だと考えているものがどのくらいあるのでしょうか。今、関澤委員がおっしゃったように、現実には、嚙下障害で死ぬ人が多いのですね。安全の推進だったら、そちらの方にもっと重点的に呼びかけたほうが効果的ではないかなという気がします。

もう1点、全体として50もプランが必要なのでしょうか。というのは、先月末にニュージーランドでいう食品安全委員会と農林水産省の位置付けの人に会って話を聞いてきました。向こうの人たちは、行政が何もしていないのですよね。行政は本来そのようなことをやるべきではない、民間企業が自己責任で安全なものを作ればいい話であって、行政が色々な制度を設けてやるような話ではないと言うのです。ニュージーランドでは、農業への補助金もゼロです。農業はビジネスの1つなのに、何故行政が一々支援しなければいけないのか、自己責任でやればいいのではないですかと。ただし、輸出については国が外貨を稼がなければいけないので、いわゆるイベント的なものはお金を使って協力するというのですね。かなり国民性の違いもあると思うのですが、日本では行政が色々やり過ぎではないかなと思います。自己責任でやって下さい、変なものを作ったら警察に捕まりますよ、となっていれば、企業もきちんとするのはないかという気がします。もう少し簡素化してもいいのではないのでしょうか。

【丸山部会長】 関連した御意見ということで、奥村委員どうぞ。

【奥村委員】 今回初めて参加しておりますが、この基本的プランについては、実はよくできていると思えました。何故かといいますと、事業者におきまして、同じようにリスクを感じながら、かつフードテロと言われるような事件が起きて、その対策もしなければいけないということを常々考えて、現実に対策を立てているわけです。そうした立場からですと、今回新規で入っているものには、まず、原料段階できちんと管理をするという部分について、当然我々事業者もやっていますが、実際にきちんとできているかどうかを確認する行為は、やはり入れるべき部分だろうと思います。事業者のコンプライアンス向上という点では、事業者も事業者を教育しては行くのですが、行政からもきちんと指導してもらって、最終的には事業者がしっかりとやっているということを行政から消費者にうまく伝えてほしいと思います。また、消費者にうまく伝えるツールとしてマスメディアを通じたものを考えれば、マスメディアへの対応も必要です。情報の発信も、こういうことをやっています、という羅列では、おそらくなかなか伝わらないと思うので、本当に意欲を持ってやっているところがあれば、そういう部分も含めて伝えてほしいと思います。もう1点、色々な事件が起きた時に、安心という面が重要だと思います。情報を伝える際に、当事者の我々がこれは危害はありませんと言っても、消費者はなかなか理解してくれません。実際には原料を仕入れたりしている小売業も当事者と言われながら同時に被害者でもあり消費者に対応しているわけですが、やはり行政の側で、マスメディアに対して、風評被害を起

こさないような情報をスピーディーにきちんと伝える必要があると思います。

DNA鑑定は、我々も必要だと思っています。取引きをしている中小の事業者の中には、悪意は全然ないものの、昔から同じようにずっとやっているために、取引先として表示内容などを確認しなければならないような場合があります。そうすると、DNA鑑定でないと分かりません。ですから、行政でもきちんと検査できるような体制をとっていただければ、同じ方向性ということで、事業者と行政で連携できればと思います。

輸入食品については先ほどからずっと出ていますが、色々な事件・事故に対応するという意味では、野菜などの原料などではなく、加工度の高い加工食品について確認しなければ具体的には分からないように思いますので、具体的に決めていったらどうかと思います。

食物アレルギーは、今だからということではなくて、過去からずっときちんと対応すべき点です。これは、アレルギーを持った方たちだけという感覚ではなくて、多くの方が確実に対応することが必要です。チェーンストア協会など幾つかの業界では真剣に取り組みを実施しており、やはり一義的に対応するのは事業者だと思いますが、是非とも項目として入れてほしいです。

人材育成は、誰を対象にするのでしょうか。行政職員だとしても、対象や必要なスキル、これはここまでやります、ということをしかりと計画立てて実施する必要があります。教育をするのが目的なのではなくて、教育を受けた方たちがきちんと動けることが目的だと思います。その点は具体的に書いた方がいいのではないかと思います。項目の改定の事務局案については、特に反対はありません。

【丸山部会長】 ありがとうございます。奥澤部長、どうぞ。

【奥澤食品医薬品担当部長】 先ほど小島委員から重要な御提案がありました。網羅的にこうした計画を立てる必要があるのかという御意見でした。現計画の82ページに、この計画の根拠となっております条例の条文が出ております。東京都食品安全条例第7条で、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を定めるとされております。こうしたことから、施策の体系を網羅した形でプラン立てをしてしております。ただそうしますと、地道に継続して実施する事業も含まれてまいりますので、どこに重点を置いて充実していくかということを経営的プランとして、現在11の施策を重点的に強調して実施する部分です、とお示ししています。したがって、50の基本的プランではなくて、毎年度審議会では戦略プランの進捗状況について逐一報告させていただいております。これまでの計画の考え方についてはこうした認識でございます。

【丸山部会長】 そうは言っても、基本的プランを見たら、本当にこれだけ必要なのか、というのが委員の中でさえ実感としてあると思います。それをどのように進めていくのか。今、奥澤部長が説明されたように、戦略的プランとしてそれが現れるのだという認識でいくのか。

【奥澤食品医薬品担当部長】 これまでは、おそらくそういう認識で検討していただいているのだらうと思います。

【丸山部会長】 ただ、項目がたくさんあると返って混乱するというのがあります

よね。御意見は他にございますか。

【林委員】 幾つかあります。項目の話は、整理の仕方ではないかと思います。重要な部分は、戦略的プランに持っていけばいいのだろうと思います。

内容的には、先ほどリスクコミュニケーションの話がありました。マスメディアへの対応は大いに結構なことだと思いますが、住民とのリスクコミュニケーションも重要なことだろうと思います。東京都は保健所を持っていますし、保健所は地域に密着した組織であるわけですよね。そういうところを活用しながら、地域段階で、言ってみれば草の根のリスクコミュニケーションを進めるような仕組みを考えてみたらいいのではないかと思います。メディアに向けて実施するのと、地域に根差した形で実施するのと、2つの方向があると感じます。NPOや住民団体など様々な団体がありますが、そういったところとの連携も考えられると思います。

もう1つは、従来プラン18 安全性調査・措置勧告制度の活用ですが、これが廃止されて、新たなプラン17 食品安全情報評価委員会の運営に組み込まれるという説明でした。これは、逆ではないかと思います。委員会は機関であって、機関の運営はあくまでも行政の背後の話であって、施策としてはやはり安全性調査や措置勧告制度の運営なのだろうと思います。要するに、機関運営ではなくて、施策の名前を前に出すべきだろうと思うのです。しかも、安全性調査・措置勧告制度は、食品安全条例のいわば目玉の1つですよね。条例の中でかなり詳細にわたって規定しています。実際、今までのところはあまり実施されていないのかもしれませんが、そういう意味でも落とすのはいかがなものかだと思います。

もう1点、1年ごとに策定している食品衛生監視指導計画がありますが、これと推進計画との関連はどうなっているのでしょうか。食品衛生監視指導計画は法定計画ですが、国としては、色々上乘せして書いてもよいという立場をとっていますよね。この推進計画は5年計画ですが、例えば、その内容を年度に落とし込むようなものを食品衛生監視指導計画に書くことはできないでしょうか。特に、戦略的プランをどのような形で進めるのかということは、年度計画に書き込むこともできるのかなと思います。その辺りはどのような考え方なのでしょうか。

【丸山部会長】 それでは、リスクコミュニケーションについては内容の検討ということで承知いただき、具体的な内容については、戦略的プランの中でお話いただきたいと思います。旧17番についてはいかがでしょうか。

【中村食品監視課長】 今、御意見いただきました安全性調査につきましては、これまで食品安全情報評価委員会を実施しております。措置勧告は条例の規定でございますが、今の御意見を踏まえまして、また考えたいと思います。

3つ目の御意見の、5年の長期計画と年次計画の関係ですが、これまでも5年計画を前提に置きまして年次の計画を立てております。特に、年次計画における重点施策は、例えば、輸入食品対策や食中毒対策、食品表示など、戦略的プランの中から構築しております。余程の追加事項でない限り、年次計画の項目は、推進計画の内容に含まれているものから特にその年度に取り組むものとして明示しております。

林委員からの1番目の御指摘であります、草の根のリスクコミュニケーションは、当然そのとおりでございます。メディアだけではなくプラン38にあります関係者が一

堂に会して行う情報、意見交流の推進について、都レベルでも、保健所レベルでもこれまでも実施しております。実は、この観点で重視しておりますのは、先ほど人材育成ということがございましたが、国でもリスクコミュニケーションの育成として、リスクコミュニケーションの場でのスキルが求められております。行政庁の職員はもちろんですが、消費者団体や民間の方などで、リスクコミュニケーションの場をある程度アレンジできる方が増えれば、そうした草の根運動も広がるのではないかと考えております。リスクコミュニケーションの育成も、先ほどの人材育成の中に踏まえて、国での取組みの資料なども活用しながら進めたいと考えております。

【関澤委員】 林委員のおっしゃるところ、私も非常に同感します。ただ、草の根のリスクコミュニケーションという場合に、情報提供と言いかえている面があると思います。情報提供というのは、一方から一方への提供です。ですから、プラン33、34、35を見直して、消費者や事業者を含めた都民が何かよいことをした時に、それをどんどん活発化させる取組みをしたらどうかと思います。例えば、環境問題では、何かよいことをした人を表彰するグリーンアワードというものがあります。フードセーフティアワードとでもいいですか、都内の事業者や消費者と一緒に何か取り組んだら、それをどんどん支援して、よいものは紹介して表彰する。監視したり、検査で違反したものを摘発するという形ではなくて、また一方的に情報提供するのではなくて、よいことをやろうとする人はたくさんいると思いますので、その活動を支援するのがよいかと思います。NPOや事業者団体、消費者団体など、食品安全のためによい取組みがあればそれを取り上げて、広く知らせたり、表彰したりするような仕組み作りについて、プラン33から35の見直し案として考えていただいてもいいかと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。むしろプラン33、34、35の3プランを見直しぐらいにしてもいいのではないかという御意見でございます。どうぞそのあたりは検討いただきたいと思います。他の角度からはいかがですか。

【花澤委員】 今日最初に説明いただいた条例の基本理念が、事業者責任を基礎とする安全確保、科学的知見に基づく安全確保、それから相互理解と協力に基づく安全確保と3つあります。これは条例に書いてあるから変えないものなのですが、非常にいい視点だと思います。

今皆様に御議論いただいている、食品安全推進計画の節にある「事業者責任による食品の安全確保」や「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」など、それぞれの観点から見て、欠けていた部分、もう少し強化したらいい部分など、個々の御意見は本当にもっともだと思ってお聞きしていました。関澤委員、林委員から色々御議論があった「関係者による相互理解と協力の推進」の観点につきましても、まさにこの相互理解の部分が必要なのだと思います。リスクコミュニケーションなどの場に時々出て痛感するのですが、どこの主催者も、開催回数や参加人数を増やすことに一生懸命で、何度も往復して議論する場が少ないように感じます。一、二度話をしただけではなかなか理解できませんが、お互いに思っていることをぶつけ合いながら段々と建設的な共通認識になっていくという機会に何度も遭遇しています。ただ、こうした具体的なことは、この食品安全推進計画の中に入れるかということではなくて、丸山部会長からの御指摘のように、中身の見直しということなのだと思います。

この51項目が多い少ないという御議論もあるかもしれませんが、特筆して51になっているわけではなくて、要は、東京都が食品安全について実施している施策、やらなければいけない施策が網羅的に書かれているということなので、この51について良い悪いというよりも、丸山部会長もおっしゃったように、欠けているところを付け加えていけばいいのではないかと思います。各項目の具体的なやり方の議論もあるかと思いますが、その点については、次回検討部会の戦略的プランのところでじっくりと議論すればいいと思います。

結論的に言いますと、この3つの視点から、それから基盤作りの視点からそれぞれ考えると、項目としましては事務局案で過不足ないと思います。あとは、やり方の議論だと思います。以上でございます。

【丸山部会長】 ありがとうございます。今、花澤委員にまとめをしていただきました。これは部会なのですが、中身からいっても今日は審議会そのもののような感じがしました。他に御意見はございましょうか。

【小島委員】 食品安全に関わる人材育成といったときの人材は、リスクコミュニケーターとしてのものが強いのか、それとも食品衛生監視員やと畜検査員などの研修が重点なのか、どちらなのでしょう。

【中村食品監視課長】 どの分野もそうですが、団塊の世代が抜けてスキルの継承が難しいという点があります。また、新しい技術などへのニーズもありますので、食品衛生監視員や獣医など職員の研修を強化したいということが1つあります。それとともに、特にリスクコミュニケーションに関しては、消費者団体や業界団体など、色々なところでスキルを持った方にいていただけると非常に有効だと思います。一義的には職員を育成して、同時に、又は次の教育段階として、その他の方にも講習会などの研修ができればと考えております。

【丸山部会長】 小島委員、よろしいですか。

【小島委員】 はい。

【丸山部会長】 今日は審議会そのもののような、根本の問題のようなところまでお話いただきました。これを事務局で整理して、次の部会に提示いただき、次回は戦略的プランの部分を集中的に審議したいと思います。

【加名生委員】 最後にやはり一般消費者の主婦として少し言わせていただきます。先ほど小島委員が、物を買う際にこれは体に良いか悪いか考えながら買う消費者はあまりいないのではないかとおっしゃったのですが、私はそういう消費者の一人です。スーパーなどで、原材料や賞味期限、これは大体どういうものか、などを見て、これは長く食べたら害になりそうなど、色々考えます。知り合いと話していてもそういう方は結構多いですので、メディアの方がそうおっしゃるのは少し意外でした。

【丸山部会長】 それほど幅があるということでございます。全部うまくいくかどうか分かりませんが、そうした意見の違いも含めて全部網羅できるように、次の回の話合いに持っていきたいと思います。

【矢野委員】 取りまとめに入られたのですが、その前に少し要望したいと思います。今日、50のプランの進捗状況や全体の評価について委員から御意見が出ました。毎年戦略的プランの進捗状況を審議会に報告していると事務局側が話していましたが、

評価的な受けとめは十分になされていないと思います。7月の第1回審議会では、この検討部会での検討を踏まえて審議すると思うのですが、簡単にでもいいので、参考として改めてこの5年間の主たる評価の資料を提示していただきたいと思います。

次回議題の戦略的プランですが、生活文化スポーツ局消費生活部では、昨年、消費生活基本計画を策定していますし、今はヒヤリハット調査を実施しています。消費者庁もほぼできる予定ですし、次の戦略的プランの見直しでは、消費者行政との横断的な施策について少し論議していただきたいと思います。是非、生活文化スポーツ局消費生活部からも積極的に資料を提供していただき、論議が豊かになればと思います。

【丸山部会長】 今、矢野委員がおっしゃられた評価については、戦略的プランを話し合う上で大事になりますので、戦略的プランについて話す前にこの部会としてもコンセンサスをとるのが不可欠だと思います。そのあたりを考えて準備いただけたらと思います。矢野委員、それでよろしゅうございますか。

【矢野委員】 はい。

【丸山部会長】 大変活発な御意見をいただきましてありがとうございます。これで今日の審議を終わらせていただきます。皆様御協力ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

【中村食品監視課長】 丸山部会長、議事進行ありがとうございました。皆様御協力ありがとうございました。

事務局から、次回部会の開催予定についてお知らせいたします。第2回目の部会は、現在調整させていただいておりますが、5月後半を目途に開催したいと考えております。また御連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。今日いただきました御指摘、それから求められております資料につきましては、できる限り整えてまいります。

それでは、本日の検討部会はこれもちまして閉会いたします。本日は皆様お忙しいところどうもありがとうございました。

午前11時48分閉会